

# 公共職業訓練（委託訓練）における委託先機関からの書類提出方法について

都道府県等（都道府県及び横浜市）に対し、委託先訓練実施機関から提出を求めている書類の提出方法（令和5年4月時点）について調査を実施。現在及び今後対応予定の都道府県等含めたオンライン化の状況については以下の通り。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（令和5年6月16日閣議決定）において、公的職業訓練制度については、申請のオンライン化等により民間教育訓練事業者の業務の効率化を推進することとされていることを踏まえ、厚生労働省から都道府県等に通知を発出し、手続きのオンライン化を図るよう協力を依頼。

（都道府県等数）

	公募・企画提案時		委託先決定後・契約時		訓練期間中		訓練修了後		委託費支払時	
	現在の状況	今後対応予定込み	現在の状況	今後対応予定込み	現在の状況	今後対応予定込み	現在の状況	今後対応予定込み	現在の状況	今後対応予定込み
全て対応	11	13	6	7	2	5	14	22	22	28
一部対応 (50%以上)	7	8	13	16	19	23	11	11	8	6
一部対応 (50%未満)	0	0	7	5	15	13	7	7	3	2
未対応	30	27	22	20	12	7	16	8	15	12

- ・全て対応 …提出を求めている書類の全てについてオンライン化対応
- ・一部対応（50%以上） …提出を求めている書類のうち50%以上がオンライン化対応
- ・一部対応（50%未満） …提出を求めている書類のうち50%未満がオンライン化対応
- ・未対応 …提出を求めている書類の全てについてオンライン化未対応